

河川協力団体制度の概要

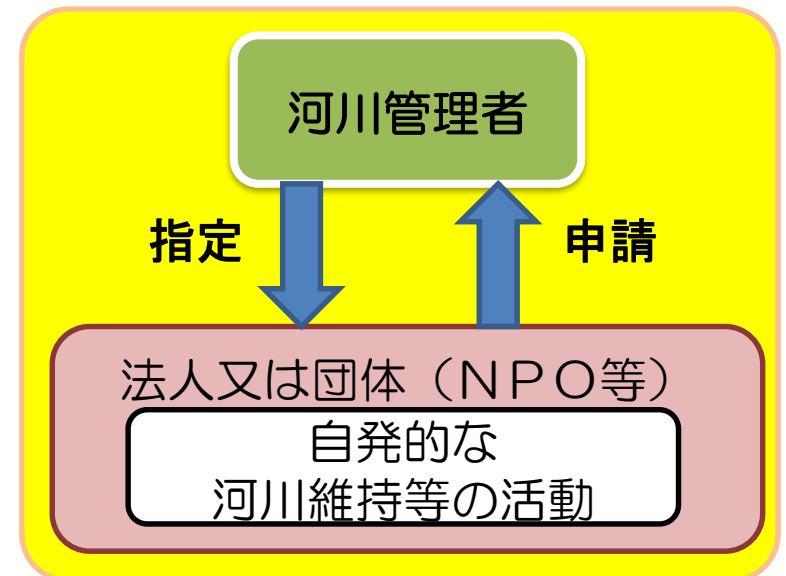
「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

河川法

- 第58条の8（河川協力団体の指定）
- 第58条の9（河川協力団体の業務）
- 第58条の10（河川協力団体の河川管理者による援助への協力）
- 第58条の11（監督等）
- 第58条の12（情報の提供等）
- 第58条の13（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9

河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川法 第99条（地方公共団体等への委託）

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体にのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するもの
に委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例）堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例）河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法

第58条の13

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に**行うための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

河川法

第58条の11 監督等

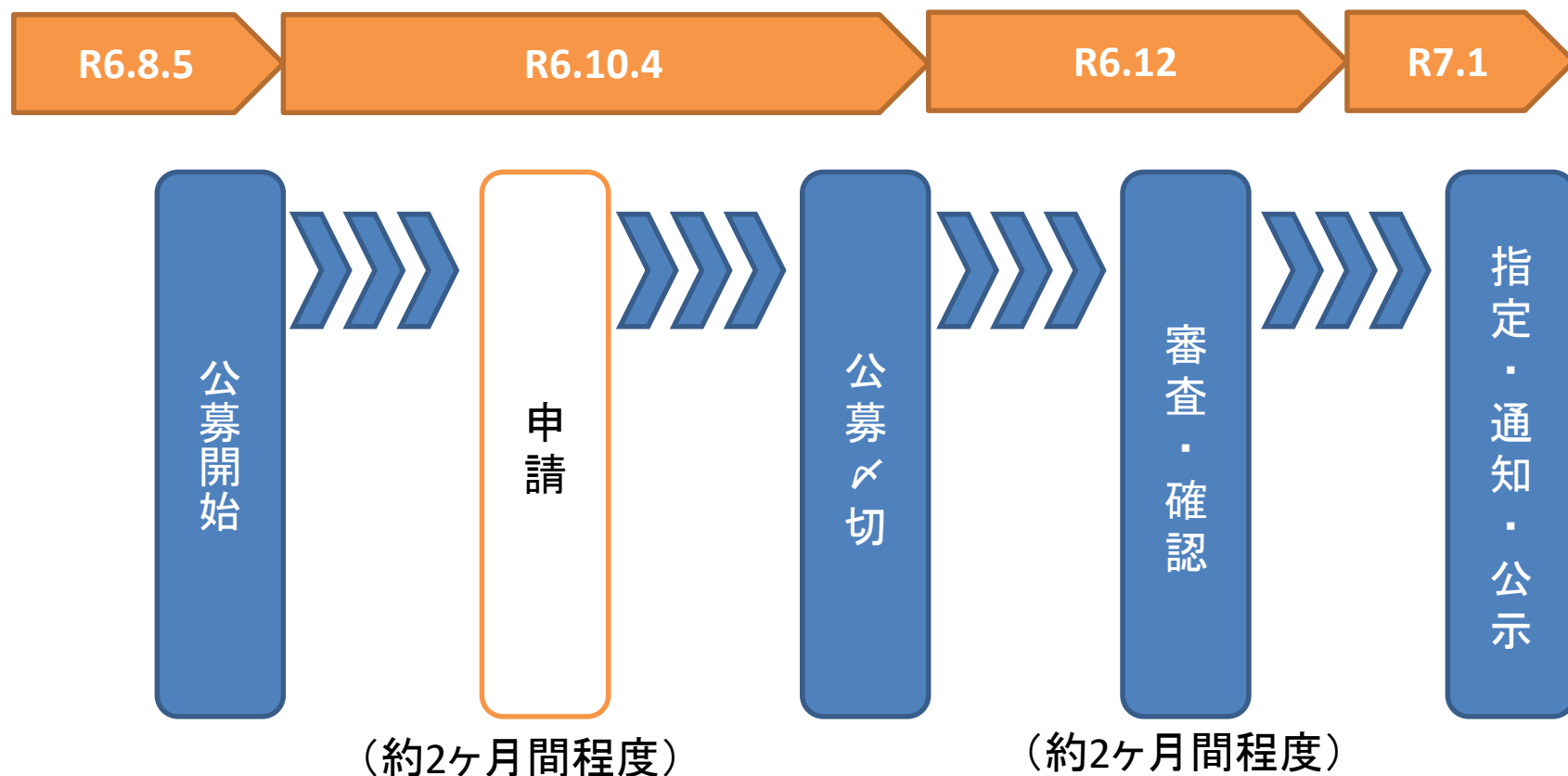
河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。
（以下、省略）

第58条の12 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



■今年度のスケジュール（山口河川国道事務所）

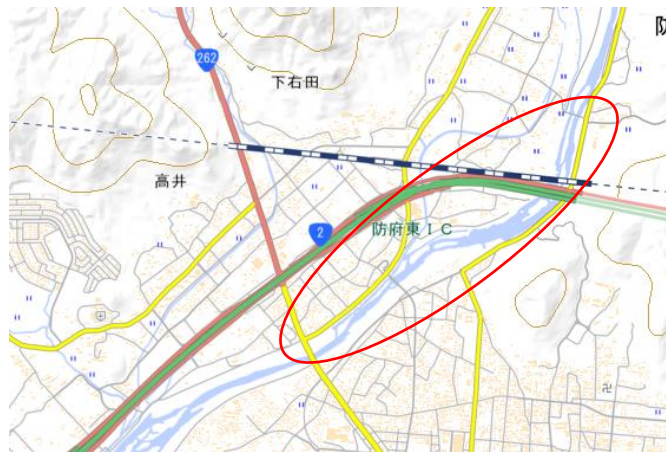


※上記は予定です。審査・確認等に長時間を要する場合があります。

佐波川に学ぶ会 指定番号8号 河川協力団体活動状況(佐波川水系 山口河川国道事務所)

佐波川に学ぶ会は、佐波川に関する学習を計画的・継続的・体験的に行い、河川への理解・認識を深めるために様々なイベントを行っています。同会はこれまで河川管理者が行う『水辺安全教室』『水生生物調査』を佐波川に学ぶ会の河川愛護イベント『佐波川で遊ぶカレー大作戦』と共同開催するほか、川に親しみ、川の大切さを学ぶ川の勉強会(園児・小学生)や、河川敷の除草やゴミ拾いを行うなど幅広く活動していただいています。

これまでの主な活動場所



これまでの主な活動内容

河川愛護イベント実施の様子



安全利用点検参加の様子



除草などの河川美化活動



河川勉強会の開催

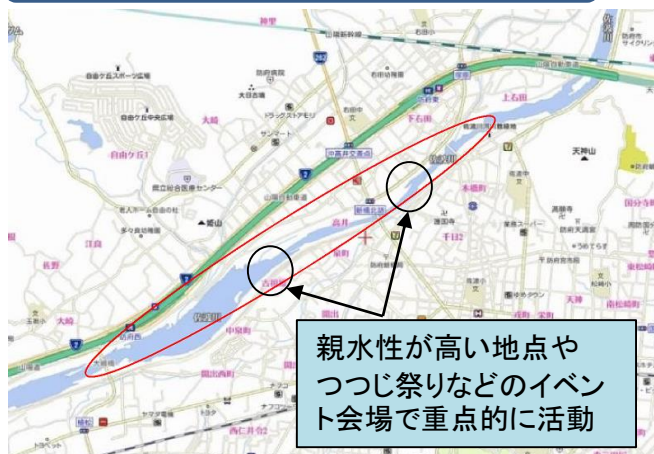


佐波川SDGs 指定番号33号 河川協力団体活動報告(佐波川水系 山口河川国道事務所)

佐波川SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指し、団体の活動拠点である佐波川において、河川環境保全活動を行っています。

これまでの主な活動としては、佐波川下流部の河川敷の清掃活動のほか、地域交流と清掃活動が一体となったイベント「佐波川流域大平山ふれあいの森づくり」に参加し、防府市と協力し河川愛護の意識向上を図り、河川流域の美化を行っています。

これまでの主な活動場所



これまでの主な活動内容

佐波川流域大平山ふれあいの森づくりへの参加



ミズベリング参加の様子



佐波川一斉清掃への参加

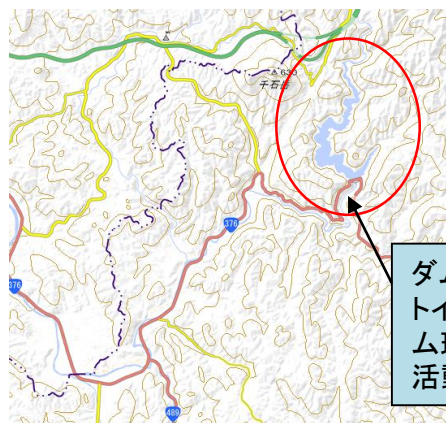


和田の里づくり推進協議会 指定番号34号 河川協力団体活動状況(佐波川水系 山口河川国道事務所)

和田の里づくり推進協議会は、住民相互の民主的な協議に基づき、心豊かな住みよい地域社会を築くことを目的に活動している団体です。

これまでの主な活動としては、島地川ダム湖周辺公園の維持管理活動のほか、山口河川国道事務所の島地川ダム見学会の補助や、「島地川ダムカレー」やダム貯蔵による島地川ダムの広報PR活動を実施していただいています。

これまでの主な活動場所



ダム湖周辺の公園や
トイレの清掃をし、ダ
ム環境の向上・美化
活動

ダム湖周辺の清掃
(写真は黒川公園)



これまでの主な活動内容

ダムカレー広報

周南市の野菜ソムリエ監修！「食べられるダム」
「島地川ダムカレー」販売開始！
～ 水源の郷をカレーで結ぶ ～

●令和2年1月22日(カレーの日)販売開始
●道の駅ソーセージ周南
地産地消レストラン「ベーカリーキッチン」
営業時間:11:00～15:00(ラストオーダー14:30)

野菜ソムリエの
オススメ

高瀬さしみこんにやく

島地川ダム貯蔵による広報PR活動

ダムを使った貯蔵広報

～ 和田の里タイムカプセル2020 実施方法 ～

◎保存方法: 2020年12月下旬より島地川ダムの地下庫にて、10年間保存してもらいます。
和田地区ならではのタイムカプセルの保存方法「ダム貯蔵」、これも史上初！

和田の里タイムカプセル2020 の開封は… 「2030年10月20日(日)和田総合まつり」で！

「和田の里タイムカプセル2020」にお申し込みの方は、2030年和田総合まつりにワクワクしながら
お越しください。10年前のあなたの思いが蘇ります。お楽しみに！ 多くのご参加をお待ちしています。



島地川ダム堰体下部の貯蔵品

島地川ダム貯蔵試験実施
1月6日から、和田の里づく
り推進協議会、高瀬をよくする会
と、里芋、こんにやく芋、ジャガ
イモのダム貯蔵を行っています。
島地川ダム事務所の協力で実現。

イベントの様子(ダム見学会の呼び込みなどの補助)



河川協力団体活動状況(佐波川水系 山口河川国道事務所)

株式会社 井原組は、山口市を拠点として土木工事等を行う法人であるが、佐波川の恩恵や水環境整備・保全の大切さを学ぶことを目的とした活動も実施しています。

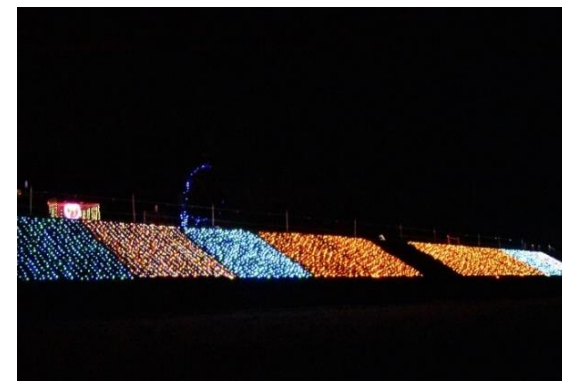
これまでの主な活動としては、佐波川上流部での河川敷の清掃活動や、河川愛護イベント開催など、地域と一体となって河川愛護の意識向上を図るとともに、河川流域の美化活動を行っています。

これまでの主な活動場所



これまでの主な活動内容

河川敷の清掃活動

とくち行って美夜(ミナイト)
(堤防等へのイルミネーション設置)

川あそび等の河川愛護イベントの開催

